

第3期滋賀県国民健康保険運営方針の 一部見直しについて

本議題の内容の概要

・第3期滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直しについては、前回運営協議会（書面開催）にて変更原案の承諾をいただき、令和7年12月16日から令和8年1月15日にかけて、県民政策コメント（パブリック・コメント）、市町への国民健康保険法に基づく意見照会を実施いたしました。

・その結果、内容に関わる意見はございませんでしたことから変更案を資料1－2のとおりとすることについて、答申をいただくものです。

変更案の概要

・標準的な保険料の算定方法に、「子ども・子育て支援納付金分」の算定方法を追加しました。

1. 実施期間

令和7年12月16日から令和8年1月15日まで

2. 実施方法

滋賀県ホームページへの掲載、医療保険課（県庁新館2階）、県民活動生活課、県民情報室（県庁新館2階）、各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館および県立大学に資料を備え付け、意見を募集しました。

3. 回答方法

①インターネット（「しがネット受付サービス」からの入力）、②電子メール、③郵送、④ファクシミリ。

4. 結果

意見なし

1. 実施期間

令和7年12月16日から令和8年1月15日まで

2. 結果

内容に関わる意見なし（用語解説の訂正意見等のみ）

(参考) 運営方針見直し内容

整理①

旧	新
第3期 滋賀県国民健康保険運営方針	第3期 滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直し（案）
4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項 4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項 <市町の現状> 保険料（税）の算定方式 本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。 賦課方式については、令和5年度時点において13市および5町が*3方式（*所得割、*均等割、*平等割）を採用しており、1町が*4方式（所得割、*資産割、均等割、平等割）を採用しています。 <標準的な算定方法の方針> 令和9年度から市町が保険料（税）率を設定する際に、県が示した*標準保険料率に円滑に合わせられるよう、令和6年度から算定する標準保険料率を統一します。 <標準的な算定方法> （1）標準的な保険料賦課方式 標準的な保険料（税）の賦課方式は、*医療分、*後期高齢者支援金分および*介護納付金分ともに3方式とします。 （2）標準的な賦課割合 ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。 「*応能割」：「*応益割」＝「所得係数」：「1」とします。 所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1：1となります。 イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに70：30とします。 （3）標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに国が政令で定める額を基準とします。	（市町の現状を更新） <u>子ども・子育て支援納付金に係る文言を追加</u> （算定方法は変更なし）

整理②

旧	新
第3期 滋賀県国民健康保険運営方針	第3期 滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直し（案）
（４）納付金算定に当たっての医療費水準の反映 市町間の医療費水準の格差によって被保険者の負担が異なることがないようにするため、医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金の算定に反映させないこととします。	子ども・子育て支援納付金に係る 文言を追加 （標準的な収納率の反映方法は変更なし）
（５）納付金算定に当たっての標準的な収納率の反映 市町間の収納率の格差によって被保険者の負担が異なることがないようにするため、標準的な収納率を納付金算定に反映させます。	
（６）納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、５に定める＊規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近３か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに同じとします。	
以下、省略	

新旧対照表①

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直し（案） 新旧対照表

旧	新
第3期 滋賀県国民健康保険運営方針	第3期 滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直し（案）
4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項 4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項 <市町の現状> 保険料（税）の算定方式 本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。 賦課方式については、<u>令和5年度時点</u>において13市および5町が*3方式（*所得割、*均等割、*平等割）を<u>採用しており、1町が*4方式（所得割、*資産割、均等割、平等割）を採用しています。</u> <標準的な算定方法の方針> 令和9年度から市町が保険料（税）率を設定する際に、県が示した*標準保険料率に円滑に合わせられるよう、令和6年度から算定する標準保険料率を統一します。 <標準的な算定方法> （1）標準的な保険料賦課方式 標準的な保険料（税）の賦課方式は、*医療分、*後期高齢者支援金分 <u>および*介護納付金分</u>ともに3方式とします。 （2）標準的な賦課割合 ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分 <u>および介護納付金分</u>ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。 「*応能割」：「*応益割」＝「所得係数」：「1」とします。 所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1：1となります。 イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分 <u>および介護納付金分</u>ともに70：30とします。 （3）標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分 <u>および介護納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。	4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項 4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項 <市町の現状> 保険料（税）の算定方式 本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。 賦課方式については、<u>令和7年度時点</u>において13市および6町が*3方式（*所得割、*均等割、*平等割）を<u>採用しています。</u> <標準的な算定方法の方針> 令和9年度から市町が保険料（税）率を設定する際に、県が示した*標準保険料率に円滑に合わせられるよう、令和6年度から算定する標準保険料率を統一します。 <標準的な算定方法> （1）標準的な保険料賦課方式 標準的な保険料（税）の賦課方式は、*医療分、*後期高齢者支援金分、<u>*介護納付金分および*子ども・子育て支援納付金分</u>ともに3方式とします。 （2）標準的な賦課割合 ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。 「*応能割」：「*応益割」＝「所得係数」：「1」とします。 所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1：1となります。 イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに70：30とします。 （3）標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。

新旧対照表②

旧	新
第3期 滋賀県国民健康保険運営方針	第3期 滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直し（案）
（４）納付金算定に当たっての医療費水準の反映 市町間の医療費水準の格差によって被保険者の負担が異なることがないようにするため、医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金の算定に反映させないこととします。	（４）納付金算定に当たっての医療費水準の反映 市町間の医療費水準の格差によって被保険者の負担が異なることがないようにするため、医療費は県全体で支え合うこととし、市町毎の医療費水準は、納付金の算定に反映させないこととします。
（５）納付金算定に当たっての標準的な収納率の反映 市町間の収納率の格差によって被保険者の負担が異なることがないようにするため、標準的な収納率を納付金算定に反映させます。	（５）納付金算定に当たっての標準的な収納率の反映 市町間の収納率の格差によって被保険者の負担が異なることがないようにするため、標準的な収納率を納付金算定に反映させます。
（６）納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める＊規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分 および介護納付金分 ともに同じとします。	（６）納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める＊規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分 および子ども・子育て支援納付金分 ともに同じとします。
以下、省略	以下、省略